

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分を除く)

【令和5年度第2四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託	広告代行	株式会社アド近鉄	9,601,900	令和5年9月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度戦略的な情報発信事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社アド近鉄

3 随意契約理由

ターゲットとなる市民に訴求する動画作成及びWeb広告の実施、また本市職員への各種広報媒体を複合的に活用したクロスメディアにかかるアドバイズ業務には、情報取得手段が多様化する現在の社会環境や、ターゲットとなる市民の実態把握、及び分析能力に加え、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行能力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和5年8月30日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社アド近鉄の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社アド近鉄と地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）